

(球技場の特定部分利用に係る供用時間)

**第1条** 京都市宝が池公園運動施設条例（以下「条例」という。）別表第1に規定する球技場の特定部分利用（以下「特定部分利用」という。）に係る供用時間は、午前8時から午後9時までとする。

(利用許可の申請)

**第2条** 条例第5条の規定により利用の許可を受けようとするものは、条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が市長の承認を得て定める申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、トレーニングルームを利用しようとする者が、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払ったとき（当該者が条例第6条第5項各号に掲げる者であるときにあっては、同項の規定により利用料金を徴収されない者である旨を示したとき）は、利用の許可の申請があったものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、付属設備のうち有料ロッカー又は温水シャワー設備を利用しようとする者が、第5条第3項本文の規定によりその利用料金を支払ったときは、利用の許可の申請があったものとみなす。

(利用許可の申請に係る受付期間)

**第3条** 前条第1項の規定による申請は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる日から受け付けるものとする。ただし、付属設備のうちバーチカル（アーバンスポーツパークのメインパークの部分利用をする際に利用する場合に限る。次条第1項及び第4項において同じ。）に係る申請は、利用する日に限り、受け付けるものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定管理者は、市長の承認を得て、受付を開始する日を変更することができる。

(利用の許可)

**第4条** 指定管理者は、第2条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る利用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。ただし、付属設備のうちバーチカルについては、文書による通知に代えて、証票を交付する。

2 トレーニングルームについては、その利用料金を支払ったとき（条例第6条第5項各号に掲げる者にあっては、利用料金を徴収されない者である旨を示したとき）に、利用の許可があったも

のとみなす。

- 3 付属設備のうち有料ロッカー及び温水シャワー設備については、次条第3項本文の規定によりその利用料金を支払ったときに、利用の許可があったものとみなす。
- 4 付属設備のうちバーチカルの利用の許可を受けた者は、その利用に当たって、第1項ただし書の規定により交付された証票を常に見やすい位置に着用しなければならない。
- 5 条例第5条第1項後段に規定する別に定める条件は、競技会、講習会その他の催物に利用することとする。

(利用料金)

**第5条** 条例別表第2に掲げる付属設備の利用料金の上限額は、別表第2のとおりとする。

- 2 条例別表第4に掲げる広告その他の表示に係る料金の上限額は、別表第3のとおりとする。
- 3 付属設備のうち有料ロッカー及び温水シャワー設備の利用料金は、当該有料ロッカー又は温水シャワー設備を利用する際に、硬貨投入口に投入して支払わなければならない。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、別に定める方法により支払わせることができる。

(利用料金の還付)

**第6条** 条例第7条ただし書の規定により条例第3条第1項に規定する球技場等の利用料金を還付する場合及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市公園法第27条第2項又は京都市都市公園条例第13条第2項の規定による処分をし、又はこれらの規定による必要な措置を命じた場合 全額
- (2) 災害その他の不可抗力により利用ができなくなった場合 2分の1に相当する金額
- (3) 利用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下「利用日」という。）の7日前までに利用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合（利用日の属する月の前月の初日前に第2条第1項の規定による申請をした場合を除く。） 全額

(利用料金の減免)

**第7条** 条例第8条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(球技場等の利用に係る特別の設備)

**第8条** 条例第9条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設

備に係る設計書、仕様書その他指定管理者が必要と認める書類を指定管理者に提出しなければならない。

(使用資格の認定)

**第9条** 条例第11条第4号の規定による使用資格の認定を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請団体の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 申請団体の代表者の氏名、住所及び連絡先
- (3) 申請団体の構成員の氏名
- (4) 申請団体の主な活動内容
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る認定をしたときは、文書によりその旨を申請団体に通知する。

(使用許可の申請)

**第10条** 条例第12条の規定により使用の許可を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 申請者の代表者の氏名、住所及び連絡先
- (3) 使用する施設
- (4) 使用する日、時間及び人数
- (5) 使用の目的
- (6) その他市長が必要と認める事項

(使用許可の申請に係る受付期間)

**第11条** 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 条例第11条第1号から第3号までに掲げるものによる申請 使用しようとする日の属する月の3箇月前の月の初日
- (2) 条例第11条第4号に掲げるものによる申請 使用しようとする日の属する月の4箇月前の月の初日
- (3) その他の申請 使用しようとする日の属する月の2箇月前の月の初日

(使用の許可)

**第12条** 市長は、第10条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る使用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

(使用料の還付)

**第13条** 条例第14条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 管理上の都合により使用の許可を取り消した場合 全額

(2) 災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合 2分の1に相当する額

(使用料の減免)

**第14条** 条例第15条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(広場等の使用に係る特別の設備)

**第15条** 条例第16条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(補則)

**第16条** この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例の施行に関し必要な事項は、文化市民局長又は子ども若者はぐくみ局長が定める。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年3月30日規則第130号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21年3月31日規則第152号)

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

**附 則** (平成26年3月31日規則第222号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金及び使用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る料金及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月 6 日規則第38号）

この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日規則第138号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日規則第86号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（関係規則の廃止）

- 2 京都市宝が池公園運動施設のこども体育館使用料の還付及び減免に関する規則は、廃止する。

附 則（平成31年 3 月29日規則第121号）

（施行期日）

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 次項から附則第 4 項までの規定 この規則の公布の日

（2） 第 1 条の規定 平成31年 4 月 1 日

（3） 第 2 条の規定 平成31年 9 月 1 日

（4） 第 3 条及び附則第 5 項の規定 平成31年10月 1 日

（準備行為）

- 2 第 1 条の規定による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、第 1 条の規定の施行前においても行うことができる。

- 3 第 2 条の規定による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、第 2 条の規定の施行前においても行うことができる。

- 4 第 3 条の規定による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による広告の表示等に係る料金及び付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者にこれらの料金を収受させるために必要な準備行為は、第 3 条の規定の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

- 5 改正後の規則の規定は、第 3 条の規定の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年 8 月 5 日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）次項及び附則第 3 項の規定 この規則の公布の日

（2）第 1 条の規定 令和元年 9 月 1 日

（3）第 2 条及び附則第 4 項の規定 令和元年10月 1 日

（準備行為）

2 第 1 条の規定による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、第 1 条の規定の施行前においても行うことができる。

3 第 2 条の規定による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者にこれらの料金を収受させるために必要な準備行為は、第 2 条の規定の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

4 改正後の規則の規定は、第 2 条の規定の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

**附 則**（令和 2 年 2 月28日規則第87号）

この規則は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 2 年 3 月31日規則第136号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の規定による広告等の表示又は掲出に係る料金及び電光式得点表示板の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者にこれらの料金を収受させるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

**附 則**（令和 4 年 7 月 8 日規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の利用に係る料金及び広告等の表示又は掲出に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれらの料金を収受させるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日規則第102号）

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 この規則の公布の日

(2) 第2条の改正規定、第4条の改正規定（同条第1項にただし書を加える部分及び同条に2項を加える部分を除く。）並びに第5条及び第6条の改正規定並びに別表第1の改正規定（同表(1)の項中「若しくは体育館」を「、体育館若しくはアーバンスポーツパークのメインパーク若しくはミニパーク」に改める部分を除く。）及び別表第2の改正規定（放送設備の項を改める部分を除く。） 令和7年4月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和7年4月20日

(準備行為)

2 この規則による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、前項第2号又は第3号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

別表第1（第3条関係）

区分		受付を開始する日
(1)	球技場、体育館若しくはアーバンスポーツパークのメインパーク若しくはミニパークの全面利用又はこれらと併せて利用する会議室若しくは球技場会議室に係る	優先的競技会等のためにするもの 利用日の属する年度の前年度の12月1日
		その他のもの 利用日の属する月の3箇月前の月の初日

	申請		
(2)	テニスコート若しくはフットサルコート又はこれらと併せて利用する会議室に係る申請	優先的競技会等のためにするもの	利用日の属する年度の前年度の12月1日
		その他のもの	利用日の属する月の前月の初日
(3)	球技場の特定部分利用、体育館の半面利用、談話室、会議室又は球技場会議室に係る申請（(1)の項及び(2)の項に掲げる申請を除く。）		利用日の属する月の前月の初日

備考 「優先的競技会等」とは、次の要件を満たしている競技会、講習会その他の催物として別に定めるものをいう。

- (1) 本市におけるスポーツの振興に著しく寄与すること。
- (2) 開催の準備に相当の期間を要するため、早期に利用日を決定することを要すること。

**別表第2（第5条関係）**

区分		単位	利用料金
補助いす		1脚につき1日	円 100
長机			210
有料ロッカー		1個1回につき1日	100
温水シャワー設備		1個につき1回	100
審判控室		1室につき1日	2,820
放送室（マイクロホン1本付き）			7,120
マイクロホン		1本につき1日	1,420
電源		1箇所につき4時間	100
スコアボード		一式	1日3,500円（1時間以内にあつては1,200円、2時間以内にあつては2,400円）
夜間照明設備	球技場	一式につき1時間	1,030
	テニスコー	1面分につき1時間	310

	ト			
サッカー用具		一式	1日4,390円（1時間以内にあつては1,640円、2時間以内にあつては3,290円）	
ラグビーフットボール用具				
アメリカンフットボール用具				
大会用テント（大）		1張りにつき1日	1,060	
大会用テント（小）			520	
卓球用具	卓球台	A	一式につき1日	320
		B	一式につき1時間	210
	球止めネット		1個につき1日	30
	得点板		1台につき1日	100
支柱及びネット	バドミントン用	A	1組につき1日	210
		B	1組につき1時間	210
	バレーボール用	A	1組につき1日	1,420
		B	1組につき1時間	430
	テニス用	A	1組につき1日	1,420
		B	1組につき1時間	650
ゴール	バスケットボール用	A	1対につき1日	2,740
		B	1台につき1時間	320
	フットサル用	A	1対につき1日	1,360
		B	1対につき1時間	200
審判台		1台につき1日	200	
得点板			100	
電光式得点表示板		1基につき1日	2,610	
ストップウォッチ		1個につき1日	200	

放送設備		一式につき 1 時間	410
バーチカル	A	一式	1 日 14,000 円 (1 時間以内にあつては 1,400 円、2 時間以内にあつては 2,800 円)
	B	1 人につき 1 日	300

備考 「A」とは競技会、講習会その他の催物に利用する場合を、「B」とはそれ以外の場合をいう。

**別表第 3 (第 5 条関係)**

区分		利用単位	単位期間	利用料金
広告等を表示し、又は掲出する期間	1 月未満の場合	1 平方メートルにつき	1 日	円 3,280
	1 月以上の場合		1 月	11,020

備考 1 広告等を表示し、又は掲出する期間が 1 月以上である場合における月数は、暦に従って計算し、当該期間に 1 月未満の端数があるときは、当該端数を 1 月とみなして利用料金を算出する。

2 広告等の面積が 1 平方メートル未満であるとき、又は広告等の面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、当該面積又は当該端数を 1 平方メートルとみなして利用料金を算出する。